

【令和8年9月18日公布 令和8年三浦市条例第19号】

三浦市議会委員会条例の一部を改正する条例

三浦市議会委員会条例（昭和46年三浦市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項の表総務経済常任委員会の項中「市長室」を「まちづくり推進室」に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。